

化学物質関係作業主任者技能講習規程の一部を改正する件 新旧対照条文

○ 化学物質関係作業主任者技能講習規程（平成六年労働省告示第六十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案 現 行

（講師）
 第一条 有機溶剤作業主任者技能講習、鉛作業主任者技能講習、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習及び石棉作業主任者技能講習（以下「技能講習」と総称する。）の講師は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）別表第二十第十一号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者とする。

（講師）
 第一条 有機溶剤作業主任者技能講習、鉛作業主任者技能講習、四アルキル鉛等作業主任者技能講習及び特定化学物質等作業主任者技能講習（以下「技能講習」と総称する。）の講師は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）別表第十二号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者とする。

講習科目	有機溶剤作業主任者技能講習	鉛作業主任者技能講習	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	講習時間
	健康障害及びその予防措置に関する知識	健康障害、症状、予防方法及び応急措置	健康障害及びその予防措置に関する知識	四時間（鉛作業主任者技能講習にあっては三時

講習科目	有機溶剤作業主任者技能講習	鉛作業主任者技能講習	四アルキル鉛等作業主任者技能講習	特定化学物質等作業主任者技能講習	講習時間
	健康障害及びその予防措置に関する知識	健康障害、症状、予防方法及び応急措置	健康障害、症状、予防方法及び応急措置	健康障害、症状、予防方法及び応急措置	四時間（鉛作業主任者技能講習にあっては三時

（講習科目の範囲及び時間）
 第二条 技能講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。

（講習科目の範囲及び時間）
 第二条 技能講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。

令 関係法	保護具 に関する知識	作業環境の改善方法に関する知識	有機溶剤の性質、有機溶剤の製造及び取扱いに係る器具その他の設備の管理、作業環境の評価及び改善の方法	鉛の性質、鉛に係る設備の管理、作業環境の評価及び改善の方法	特定化学物質及び四アルキル鉛の性質、特定化学物質の製造又は取扱い及び四アルキル鉛等業務に係る器具その他の設備の管理、作業環境の評価及び改善の方法	四時間 (鉛作業主任者技能講習にあっては三時間)
労働安全衛生法、労働安全衛生法 施行令(昭和四十七年政令第三百)	有機溶剤の製造又は取扱いに係る保護具の種類、性能、使用方法及び管理	有機溶剤の性質、有機溶剤の製造及び取扱いに係る器具その他の設備の管理、作業環境の評価及び改善の方法	有機溶剤の製造又は取扱いに係る保護具の種類、性能、使用方法及び管理	鉛に係る保護具の種類、性能、使用方法及び管理	特定化学物質の製造又は取扱い及び四アルキル鉛等業務に係る保護具の種類、性能、使用方法及び管理	二時間 (鉛作業主任者技能講習にあっては三時間)
労働安全衛生法、労働安全衛生法 施行令及び労働安全衛生規則中の	労働安全衛生法、労働安全衛生法 施行令及び労働安全衛生規則中の	労働安全衛生法、労働安全衛生法 施行令及び労働安全衛生規則中の	労働安全衛生法、労働安全衛生法 施行令及び労働安全衛生規則中の	労働安全衛生法、労働安全衛生法 施行令及び労働安全衛生規則中の	労働安全衛生法、労働安全衛生法 施行令及び労働安全衛生規則中の	二時間 (鉛作業主任者技能講習にあっては三時間)
労働安全衛生法、労働安全衛生法 施行令及び労働安全衛生規則中の	労働安全衛生法、労働安全衛生法 施行令及び労働安全衛生規則中の	労働安全衛生法、労働安全衛生法 施行令及び労働安全衛生規則中の	労働安全衛生法、労働安全衛生法 施行令及び労働安全衛生規則中の	労働安全衛生法、労働安全衛生法 施行令及び労働安全衛生規則中の	労働安全衛生法、労働安全衛生法 施行令及び労働安全衛生規則中の	二時間 (鉛作業主任者技能講習にあっては三時間)

令 関係法	保護具 に関する知識	作業環境の改善方法に関する知識	有機溶剤の製造又は取扱いに係る器具その他の設備の管理、作業環境の評価及び改善の方法	鉛の性質、鉛に係る設備の管理、作業環境の評価及び改善の方法	四アルキル鉛の性質、四アルキル鉛等業務に係る器具その他の設備の管理、作業環境の評価及び改善の方法	急措置 四時間 (鉛作業主任者技能講習にあっては三時間)
労働安全衛生法、労働安全衛生法 施行令(昭和四十七年)	有機溶剤の製造又は取扱いに係る保護具の種類、性能、使用方法及び管理	有機溶剤の製造又は取扱いに係る保護具の種類、性能、使用方法及び管理	有機溶剤の製造又は取扱いに係る保護具の種類、性能、使用方法及び管理	鉛に係る保護具の種類、性能、使用方法及び管理	四アルキル鉛の製造又は取扱いに係る保護具の種類、性能、使用方法及び管理	二時間 (鉛作業主任者技能講習にあっては三時間)
労働安全衛生法、労働安全衛生法 施行令及び労働安全衛生規則中の	労働安全衛生法、労働安全衛生法 施行令及び労働安全衛生規則中の	労働安全衛生法、労働安全衛生法 施行令及び労働安全衛生規則中の	労働安全衛生法、労働安全衛生法 施行令及び労働安全衛生規則中の	労働安全衛生法、労働安全衛生法 施行令及び労働安全衛生規則中の	労働安全衛生法、労働安全衛生法 施行令及び労働安全衛生規則中の	二時間 (鉛作業主任者技能講習にあっては三時間)
労働安全衛生法、労働安全衛生法 施行令及び労働安全衛生規則中の	労働安全衛生法、労働安全衛生法 施行令及び労働安全衛生規則中の	労働安全衛生法、労働安全衛生法 施行令及び労働安全衛生規則中の	労働安全衛生法、労働安全衛生法 施行令及び労働安全衛生規則中の	労働安全衛生法、労働安全衛生法 施行令及び労働安全衛生規則中の	労働安全衛生法、労働安全衛生法 施行令及び労働安全衛生規則中の	二時間 (鉛作業主任者技能講習にあっては三時間)

2	
(略)	
	十八号)及 び労働安全 衛生規則(昭 和四十七 年労働省令 第三十二号)中の関係 条項 有機 溶剤中毒予 防規則
	関係条項 鉛中毒予防 規則
	毒予防規則 特 定化学物質障 害予防規則
	は三時 間)

2	
(略)	
	年政令第 三百十八 号)及び 労働安全 衛生規則 (昭和四 十七年勞 働省令第 三十二号)中の関 係条項 有機溶剤 中毒予防 規則
	衛生規則 中の関係 条項 鉛 中毒予防 規則
	衛生規則 中の関係 条項 四 アルキル 鉛中毒予 防規則(昭 和四十 七年労働 省令第三 十八号)
	衛生規則 中の関係 条項 特 定化学物 質等障害 予防規則 (昭和四 十七年勞 働省令第 三十九号)石綿 障害予防 規則(平 成十七年 厚生労働 省令第二 十一号)
	は三時 間)